

令和5年度いばらきグローバルビジネス推進事業（県産品販路開拓支援・台湾） 業務委託仕様書

1 事業目的（概要）

経済のグローバル化が進展し、国内市場の縮小が予想される中で、海外の旺盛な需要を県内に取り込むことは極めて重要である。

当該事業は、親日家が多く市場として有望であり、令和4年2月に本県を含む5県の輸入規制が緩和された台湾向けのビジネスマッチングを行うとともに、プロモーションや営業活動を行うことにより、ビジネス需要を開拓し、本県中小企業等による県産品の販路開拓に資することを目的とする。

2 事業内容及び事業実施方法

（1）県及び支援対象事業者との総合調整

受託者は、当該事業により台湾での販路開拓を支援する県内中小企業等（以下「支援対象事業者」という。）の当該地域における状況を踏まえ、県及び支援対象事業者あてに、事業説明、輸出に伴う諸手続等に係る情報提供、商品サンプルの預かり、販路開拓に係る提案等、総合調整を実施するものとする。

（2）販路開拓に向けた商品の分析等

受託者は、県が当該事業により支援対象事業者10社程度を選定するため、支援対象事業者公募の段階から現地輸入商社や小売店、レストランのバイヤー等（以下「バイヤー等」という。）による商品への意見・ニーズを調査するものとする。

なお、対象事業者の商品（以下「支援商品」という。）は、営業活動の基本アイテムとしての活用を想定するものであり、受託者は支援対象事業者の支援商品以外の有望商品（以下「派生商品」という。）やいばらきグローバルビジネス推進協議会（以下「協議会」という。）の会員企業の商品（具体的にはIBARAKI EXPORTS※掲載商品）についても情報を収集・分析したうえで、バイヤー等のニーズに応えられるよう最大限の配慮を行うものとする。

※いばらきグローバルビジネス推進協議会による、会員企業の輸出向け商品等を紹介するポータルサイト (<https://exports.pref.ibaraki.jp/>)

（3）販路開拓に向けたビジネスマッチング等

ア パートナー候補のリストアップ

受託者は、商流形成を期待できる現地輸入商社、小売店、レストラン等事業者候補（以下「パートナー候補」という。）のリストアップを行うものとする。

イ コーディネーターの配置及びビジネスマッチング

受託者は、現地コーディネーターを配置したうえで、支援商品や派生商品のサンプル等を用いて営業活動を行い、支援対象事業者とパートナー候補のビジネスマッチングを実施するものとする。

ウ その他

受託者は、県、協議会等から笠間焼をはじめとする県産工芸品の提供を受けた場合、現地に輸送のうえ、支援商品等と組み合わせたPRを行うものとする。

(4) 商品サンプルの輸送及び保管等

受託者は、支援商品や派生商品等について、支援対象事業者と個別に調整し、サンプル等を預かり、商品の品質及び鮮度等が保たれるように台湾現地に輸送し、倉庫において保管のうえ、コーディネーターの営業活動の用途に供するものとする。

なお、受託者は、支援商品や派生商品のサンプル輸送にあたって、貿易手続に要する必要書類（衛生証明書、原産地証明書、放射性物質検査証明書、インボイス、パッキングリスト等）を確保するほか、支援対象事業者が貿易手続に要する必要書類の申請等を支援するものとする。

また、受託者は、必要に応じて、支援商品等について、台湾の食品表示制度に従い、専門検査機関での栄養成分の分析を行うものとする。

(5) 販路開拓に向けた情報発信及びプロモーション企画等

ア 支援商品等に関する情報発信

受託者は、支援商品等の販路開拓を目的とした情報発信を行うとともに、バイヤー等からの問い合わせ対応窓口として、支援対象事業者との連絡調整を行うものとする。

イ プロモーションの企画及び運営

受託者は、展示会出展（オンライン開催を含む）やミシュラン認定店等の高ステータス店、EC サイト、SNS 等の活用により、支援商品等に適した販路開拓プロモーションを企画・運営するものとする。

ウ 支援対象事業者等への商談機会提供

受託者は、本県産品について特に強い関心を有するバイヤー等を本県に招へいする等の方法により、支援対象事業者等に商談機会を提供するものとする。

また、商談機会の提供にあたっては、必要に応じて、オンラインを活用するほか、栃木県及び群馬県との連携を検討のうえ実施するものとする。

エ IBARAKI EXPORTS 活用提案

受託者は、上記（3）でリストアップしたパートナー候補等に対し、IBARAKI EXPORTS を周知のうえ、当該ホームページへのアクセス及び活用を提案するものとする。

(6) 海外派遣職員及び県事業等との連携

受託者は、当該事業の実施にあたって、県及び県内市町村が海外に派遣している職員と必要に応じて連携を図り、現地での業務にあたるものとする。

また、県や協議会等が実施した過年度における海外展開支援事業について、本県中小企業等

とバイヤー等による商談等のフォローアップを行うほか、令和5年度に県や協議会等が実施する海外展開支援事業について、日本貿易振興機構（ジェトロ）やいばらき中小企業グローバル推進機構等の関係機関と調整のうえ、連携を図るものとする。

（7）出張者のアテンド等

受託者は、県及び関係機関の海外展開支援事業の担当者等が、台湾に出張する際のアテンド及び通訳手配を行うほか、県が指定する資料について、中国語（繁体字）等の翻訳対応を行うものとする。

3 その他

（1）事業目標の設定

受託者は、当該事業の実施に伴う商談件数、商談成約件数及び商談成約金額について、目標を設定のうえ、下記（2）の会議において、進捗、実績及び今後の対応方針を報告する。

（2）活動報告書の提出等

受託者は、毎月、活動報告書の提出及び会議（ウェブ会議システムの活用を含む。）の開催により、県に事業の進捗を報告するものとする。

（3）次年度以降の戦略策定

受託者は、次年度以降の当該事業の実施に関して、効果的な体制の検討及び関連イベントに係る情報収集並びに当該イベント活用による効果分析を実施のうえ、今後の本県中小企業等による県産品の販路開拓に向けた戦略を策定するものとする。

（4）委託料の支払い

受託者は、上記（1）において設定した商談成約目標額について、委託契約期間中における当該目標額の達成割合に応じて、仕様書で定める役務や事務に要する経費（以下「基準委託料」という。）に加えて、委託料全体が契約額を超えない範囲で成功報酬を請求できるものとする。

成功報酬は、商談成約目標額の達成率（75%以上）に応じて、一般管理費を除いた基準委託料の10%を上限とした額とする。

達成率	成功報酬額
75%未満	なし
75%以上～100%未満	基準委託料（一般管理費除く）の10%に達成率を乗じた額
100%以上	基準委託料（一般管理費除く）の10%

（5）新型コロナウイルス感染症等の影響による事業内容の見直し

受託者は、新型コロナウイルス感染症をはじめとする世界的な社会情勢の影響により、当該事業の内容について見直しが必要となった場合、当該事業を実施した場合と同等の効果が期待できる代替案を県に提案のうえ、調整するものとする。また、上記で定める各業務が実施できない場合、県と調整のうえ、該当する業務を中止するものとする。

使用可能な経費等

費目	内容
基準委託料	人件費 ①事業に要する人員確保に伴う給料及び各種手当等 ②その他事業に要する人員確保に伴う経費
	報償費 事業に要する報償費
	旅費 事業に要する旅費
	事務費 ①事業に要する書類作成費 ②事業に要する会議費 ③事業に要する通信運搬費 ④事業に要する消耗品費 ⑤事業に要する光熱水費 ⑥事業に要する公租公課 ⑦事業に要する検査費用 ⑧その他事業に要する事務的経費及び雑費
	使用料及び賃借料 事業に要する会場等の使用料及び賃借料
	委託費 事業に要する再委託を実施するための費用
	一般管理費 (人件費+報償費+旅費+事務費+使用料及び賃借料+委託費) ×10%以内
その他	事業目標の達成割合に応じた成功報酬 : 基準委託料 (一般管理費除く) ×10%以内
消費税	(基準委託料+その他) ×10%